

公共高第 343 号

令和4年10月6日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部

支部長 長岡 幹泰

(公 印 省 略)

育児休業期間中の掛金等の免除に関する改正

平素は当共済組合の事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。「以下、「地共法」という。)」が改正され、令和4年10月1日から育児休業期間中の掛金等の免除の取り扱いが変更となりました。

改正のよる変更点は別紙のとおりとなりますので、掛金等免除に係る事務処理に遺漏のないよう、よろしくお願いします。

【問い合わせ先】

公立学校共済組合高知支部 福利班 TEL:088-821-4755

育児休業期間中の掛金等の免除に関する改正について

1. 令和4年9月までの育児休業期間中の免除の概要

育児休業等をしている組合員が組合に申出をしたときは、掛金等を徴収しないこととする特例が設けられています。

令和4年9月までの掛金等の免除となる期間は、次の（１）及び（２）のとおりです。

(1) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

「育児休業等を開始した日の属する月」から「育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月」までの期間の掛金等が免除になります。

期末手当等が支給される月については、期末手当等に係る掛金等についても免除になります。

(例1) 5/15～7/15 に育児休業を取得した場合⇒5・6月が免除になる。

5月	6月	7月
免除 月例分	免除 月例分・期末手当等分	徴収 月例分

(例2) 6/5～6/30 に育児休業を取得した場合⇒6月が免除になる。

5月	6月	7月
徴収 月例分	免除 月例分・期末手当等分	徴収 月例分

終了日の翌日（7/1）の前月は6月のため、6月は月例・期末勤勉手当等分ともに免除

(2) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同じ月の場合

(例) 6/5～6/25 に育児休業を取得した場合⇒免除にならない。

5月	6月	7月
徴収 月例分	徴収 月例分・期末手当等分	徴収 月例分

終了日の翌日（6/26）の前月は5月のため、6月は免除対象外

2. 令和4年10月以降の育児休業期間中の免除の取り扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正により、育児休業中の保険料の免除要件について社会保険制度全体で見直しが行われ、免除対象者は次のとおりの取り扱いとなります。

《月例分》

○育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合は、「育児休業等を開始した日の属する月」から「育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月」までの期間の掛金等が免除になります。（9月までと同じ）

○育児休業の開始日及び終了日の翌日が同月内にある場合は2週間（土日等の休日含む。）以上の育児休業等を取得している場合に当該月の掛金・保険料を免除します。（9月までから変更）（注1）

《期末手当等分》

○期末手当等に係る掛金・保険料については、支給月の月末時点で育児休業等を取得しており、かつ、その育児休業等期間が1月を超える場合に限り、免除の対象とします。（9月までから変更）（注2）

（注1）2週間以上の要件は育児休業の開始日及び終了日の翌日が同月内にある場合のみ適用されるため、開始日と終了日の翌日の属する月が異なる場合には適用しません。（下記（1）（例1）7月参照）。また、2週間の計算方法は『育児休業等を開始した日』から『育児休業を終了した日』までの期間の日数となります。

（注2）期末勤勉手当分に係る掛金等免除における1月の計算方法

民法（明治29年法律第89号）第143条（暦による期間の計算）を基に応当日で計算します。下記をご参照ください。

育児休業等期間	応当日計算 (土日等の休日含む。)	期末勤勉手当に係る 免除の有無
5/31～6/30 (※)	1月	対象外 (6月)
6/1～6/30	1月	対象外 (6月)
6/29～7/28	1月	対象外 (6月)
6/29～7/29	1月と1日 (6/29～7/28=1月、 7/29～7/29=1日)	免除 (6月)
6/30～7/30	1月と1日 (6/30～7/29=1月、 7/30～7/30=1日)	免除 (6月)
11/30～12/31	1月と2日 (11/30～12/29=1月、 12/30～12/31=2日)	免除 (12月)
12/1～12/31	1月	対象外 (12月)
12/1～1/1	1月と1日 (12/1～12/31=1月、 1/1～1/1=1日)	免除 (12月)
12/31～1/31	1月と1日 (12/31～1/30=1月、 1/31～1/31=1日)	免除 (12月)

※民法における暦による期間の計算上、『1月と1日（5/31～5/31＝1日、6/1～6/30＝1月）』とは計算せず、『5/31～6/30＝1月』と計算されます。短期間で育児休業等を取得する組合員においては、6月の期末勤勉手当に係る掛金免除対象の有無は育児休業等の取得期間に影響されますのでご注意ください。

(1) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

(例1) 5/15～7/15に育児休業を取得した場合⇒5・6月が免除になる。

5月	6月	7月
免除（月例分）	免除（月例分） 免除（期末手当等分）	
5/15 育休開始		

●5・6月末時点で育児休業を取得しているため、5・6月の月例分は免除。
●6月末に育児休業等を取得しており、かつ、その期間が1月を超えているため、期末手当等分は免除。

(例2) 6/5～6/30に育児休業を取得した場合⇒6月の月例分のみ免除になる。

5月	6月
徴収（月例分）	免除（月例分） 徴収（期末手当等分）
	6/5 育休開始 6/30 育休終了

●6月末時点で育児休業を取得しているため、6月の月例分は免除。
●6月末に育児休業等を取得しているが、その期間が1月を超えていないため、期末手当等分は徴収（免除対象外）。

(例3) 5/31～6/30に育児休業を取得した場合⇒5月及び6月の月例分のみ免除になる。

5月	6月
免除（月例分）	免除（月例分） 徴収（期末手当等分）
5/31 育休開始	6/30 育休終了

●5・6月末時点で育児休業を取得しているため、5・6月の月例分は免除。
●6月末に育児休業等を取得しているが、その期間が1月を超えていないため、期末手当等分は徴収（免除対象外）（上記（注2）参照）。

(2) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同じ月の場合

(例) 6/5～6/25に育児休業を取得した場合⇒6月の月例分のみ免除になる。

5月	6月	7月
徴収（月例分）	免除（月例分） 徴収（期末手当等分）	
	6/5 育休開始 6/25 育休終了	

●2週間以上の育児休業を取得しているため6月の月例分は免除
●6月末に育児休業等を取得していないため、期末手当等分は徴収（免除対象外）

(3) 連続する2以上の育児休業等を取得している場合

組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合は、育児休業期間中の掛金等の免除については、その全部を1つの育児休業等とみなして判断します。

(例) 5/15～7/2・7/3～7/29 まで育児休業を取得した場合
⇒育児休業等の期間を 5/15～7/29 とみなして判断します。

5 月	6 月	7 月
免除（月例分）	免除（月例分） 免除（期末手当等分）	徴収（月例分）
← 5/15 育休開始		7/2 7/3 7/29 育休終了 育休開始 育休終了

- 5・6 月末時点で育児休業を取得しているため、5・6 月の月例分は免除。
- 6 月末に育児休業等を取得しており、かつ、その期間が 1 月を超えているため、期末手当等分は**免除**。
- 連続する 2 以上の育児休業は 1 つの育児休業等とみなすため、7/3～7/29 の育児休業を同月内の 2 週間以上の育児休業とは判断せず、7 月の月例分は徴収となります。

育児休業等掛金等免除（変更）申出書

組合員等記号番号	公立高知	00	所属機関名	
組 合 員 氏 名			所属機関 所在地	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日			
掛金等免除申出日	平成・令和 年 月 日			
育児休業等の期間 (変更後の期間)	平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで (平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで)			
育児休業等に係る子の生年月日	平成・令和 年 月 日			
掛金免除対象期間 (変更後の期間)	平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで (平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで)			
根 拠 法 令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律			
地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定（施行規程第164条の3第3項の規定）により、育児休業等期間中の掛金等の免除（変更）を申し出ます。 公立学校共済組合高知支部長 様 令和 年 月 日 申出者氏名				
上記のとおり、申出がありましたので提出します。 令和 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名				

- 1 育児休業等期間を延長、または短縮した場合も提出が必要です。
- 2 育児休業等の承認をうけた書類（辞令の写し等）を添付してください。

（注意）期末手当等分にかかる掛金等免除は期末手当支給月の月末時点で育児休業を取得し、かつ、当該育児休業期間が1カ月を超える場合に限り、免除となります。

★特に注意が必要な例：5/31～6/30＝ちょうど1カ月（6月期末手当等に係る掛金等は免除対象外）
～1カ月の計算方法は民法第143条『暦による期間計算』を基に応当日で計算します～

記入例1（育児休業取得時の掛金免除の申出）

（育児休業開始日と育児休業終了日の翌日が属する月が同月内の場合）

育児休業等掛金等免除（変更）申請書

組合員等記号番号	公立高知 654321	00	所属機関名	〇〇市立〇〇小学校
組 合 員 氏 名	福 利 太 郎		所属機関所在地	高知県〇〇市〇〇×一×
生 年 月 日	昭和 平成	5 年 6 月 8 日		
掛金等免除申出日	平成・令和	4 年 10 月 2 日	育児休業の初日以降で、初日の属する月内の日付。	
育児休業等の期間 （変更後の期間）	平成・令和	4 年 10 月 1 日から平成・令和 4 年 10 月 16 日まで (平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで)	育児休業等の期間を記入。	
育児休業等に係る子の生年月日	平成・令和	4		
掛金免除対象期間 （変更後の期間）	平成・令和	4 年 10 月 分 から平成・令和 4 年 10 月 分 まで (平成・令和 年 月 分 から平成・令和 年 月 分 まで)		

育児休業開始日と育児休業終了日の翌日が同じ月内の場合は、2週間以上の育児休業を取得している場合に当該月の掛金等が免除されます。

（期末手当等の掛金免除は（注意）参照）

（参考）R4. 10. 1～R4. 10. 13 の場合⇒2週間以上ないため免除対象外

規定により、育児休業等期間中の掛金等の免除（変更）を申し出ます。

公立学校共済組合高知支部長 様

令和 4 年 10 月 27 日

育児休業の初日以降で、初日の属する月内の日付（上記の「掛金等免除申出日」と同日）。

申出者氏名 福 利 太 郎

上記のとおり、申出がありましたので提出します。

令和 4 年 10 月 29 日

申出者の記入した日付以降の日付。

職 名 〇〇市立〇〇小学校長

所属所長

氏 名 公 立 太 郎

（注意）期末手当等分に係る掛金等免除（R4. 10 法改正）

期末手当等分にかかる掛金等免除は期末手当等支給月の月末時点で育児休業を取得し、かつ、当該育児休業期間が1カ月を超える場合に限り、免除となります。

～1カ月の計算方法は民法第143条『暦による期間計算』を基に相当日で計算します～

（例）5/31～7/1＝1カ月と1日（6月期末手当等に係る掛金等は免除）

6/30～7/30＝1カ月と1日（6月期末手当等に係る掛金等は免除）

11/30～12/31＝1カ月と2日（12月期末手当等に係る掛金等は免除）

★特に注意が必要な例★

5/31～6/30＝ちょうど1カ月（6月期末手当等に係る掛金等は免除対象外）

記入例 2 (育児休業取得時の掛金免除の申出)

(育児休業開始日と育児休業終了日の翌日が属する月が異なる場合)

育児休業等掛金等免除(変更)申請書

組合員等記号番号	公立高知 654321	00	所属機関名	〇〇市立〇〇小学校
組 合 員 氏 名	福利 花子		所属機関 所在地	高知県〇〇市〇〇×-×
生 年 月 日	昭和 平成 5 年 7 月 14 日			
掛金等免除申出日	平成・ 令和 4 年 10 月 2 日		育児休業の初日以降で、初日の属する月内の日付。	
育児休業等の期間 (変更後の期間)	平成・ 令和 4 年 10 月 1 日から平成・ 令和 6 年 3 月 31 日まで (平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで)			
育児休業等に係る子の生年月日	平成・ 令和 4 年 月 日 育児休業等の期間を記入。			
掛金免除対象期間 (変更後の期間)	平成・ 令和 4 年 10 月分から平成・ 令和 6 年 3 月分まで (平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで)			
月末時点で育児休業を取得している月の掛金等が免除されます。 (期末手当等の掛金免除は(注意)参照) (参考) R4. 10. 1~R6. 4. 29 の場合⇒R4. 10~R6. 3 月分免除 (R6. 4 月免除対象外)				

規定)により、育児休業等期間中の掛金等の免除(変更)を申し出ます。

公立学校共済組合高知支部長 様

令和 **4** 年 **10** 月 **27** 日

育児休業の初日以降で、初日の属する月内の日付(上記の「掛金等免除申出日」と同日)。

申出者氏名 **福利 花子**

上記のとおり、申出がありましたので提出します。

令和 **4** 年 **10** 月 **29** 日

申出者の記入した日付以降の日付。

職 名 〇〇市立〇〇小学校長

(注意) 期末手当等分に係る掛金等免除 (R4. 10 法改正)

期末手当等分にかかる掛金等免除は期末手当支給月の月末時点で育児休業を取得し、かつ、当該育児休業期間が1カ月を超える場合に限り、免除となります。

~1カ月の計算方法は民法第143条『暦による期間計算』を基に応当日で計算します~

(例) 5/31~7/1=1カ月と1日 (6月期末手当等に係る掛金等は免除)

6/30~7/30=1カ月と1日 (6月期末手当等に係る掛金等は免除)

11/30~12/31=1カ月と2日 (12月期末手当等に係る掛金等は免除)

★特に注意が必要な例★

5/31~6/30=ちょうど1カ月 (6月期末手当等に係る掛金等は免除対象外)

記入例 3 (育児休業期間に変更があったとき)

組合員等記号番号	公立高知 123456	00	所属機関名	〇〇市立〇〇小学校
組 合 員 氏 名	福利 花子		所属機関 所在地	高知県〇〇市〇〇×一×
生 年 月 日	昭和 平成	5 年 7 月 14 日		
掛金等免除申出日	平成 令和	4 年 10 月 2 日	変更の場合、当初の育児休業 取得時に申し出た日と同日。	
育児休業等の期間 (変更後の期間)	平成 令和 4 年 10 月 1 日から平成 令和 6 年 3 月 31 日まで (平成 令和 4 年 10 月 1 日から平成 令和 5 年 12 月 8 日まで)			
育児休業等に係る子の生年月日	上段に当初の期間、下段 () に変更後の期間を記入。			
掛金免除対象期間 (変更後の期間)	平成 令和 4 年 10 月分から平成 令和 6 年 3 月分まで (平成 令和 4 年 10 月分から平成 令和 5 年 11 月分まで)			
根 拠	地方公務員の育児休業等に関する法律 上段に当初の期間、下段 () に変更後の期間を記入。 月末時点で育児休業を取得している月の掛金等が免除されます。 (期末手当等の掛金免除は (注意) 参照)			

規定) により、育児休業等期間中の掛金等の免除 (変更) を申し出ます。

公立学校共済組合高知支部長 様

令和 5 年 12 月 9 日

変更の場合、期間変更の承認を受けた
辞令の発令日以降で、発令日の属する
月内の日付。

申出者氏名 福利 花子

上記のとおり、申出がありましたので提出します。

令和 5 年 12 月 12 日

申出者の記入した日付以降の日付。

職 名 〇〇市立〇〇小学校長

所属所長

(注意) 期末手当等分に係る掛金等免除 (R4.10 法改正)
 期末手当等分にかかる掛金等免除は期末手当支給月の月末時点で育児休業を取得し、かつ、当該育児休業期間が 1 カ月を超える場合に限り、免除となります。
 ～1 カ月の計算方法は民法第 143 条『暦による期間計算』を基に応当日で計算します～
 (例) 5/31～7/1=1 カ月と 1 日 (6 月期末手当等に係る掛金等は免除)
 6/30～7/30=1 カ月と 1 日 (6 月期末手当等に係る掛金等は免除)
 11/30～12/31=1 カ月と 2 日 (12 月期末手当等に係る掛金等は免除)
 ★特に注意が必要な例★
 5/31～6/30=ちょうど 1 カ月 (6 月期末手当等に係る掛金等は免除対象外)